

市議会から
質問・提案



市長



議員からの提案や市議会での陳情ちんじょうの協議結果を受けて、市長（市役所）としてどうするかを検討し、学校にエアコンを設置することを決めます。エアコンの設置についてどれくらいの期間や費用をかけて、どのような工事を行うか計画し、その計画に基づいて議案（予算案）を市議会へ提出します。



市長



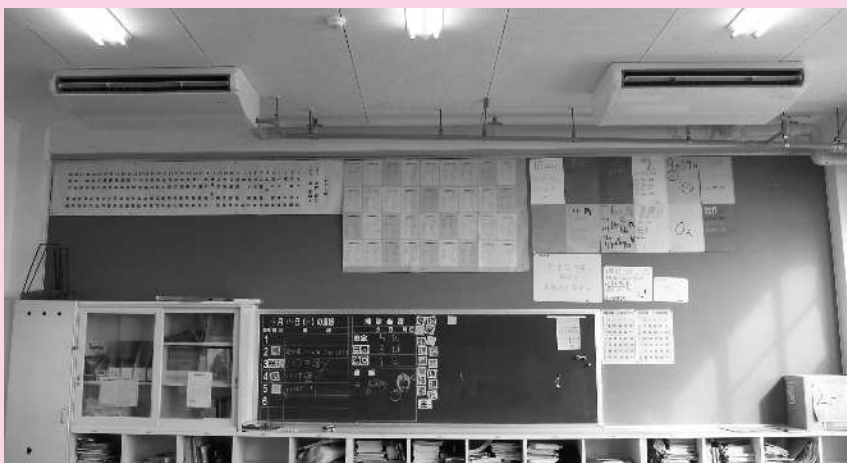
「可決」の議会の決定（議決）を受けて、エアコンの設置工事を行います。



⑤ 事業の実施じっし



学校にエアコンが設置されました。





市議会

① 提出

本会議

市長から提出された予算案の説明があり、議員から疑問点などについて質疑します。
また、予算案の内容をさらにくわしく調べるため、委員会しんさで審査ふたくすることを決めます（委員会付託）。



② 付託

市議会

委員会

費用が妥当だとうな金額であるか、また、工事による学校・生徒への負担はないのかなどについて、市役所の担当職員からくわしく説明を聞いたり、質問をしたりして専門的に審査し、委員会として賛成すべきか反対すべきかを決めます。委員会での審査結果は、本会議で委員長から報告します。



④ 通知

③ 報告

市議会

本会議

委員会での審査結果を委員長が報告（委員長報告）し、議員が予算案に対する賛成あるいは反対の意見を述べます（討論）。委員長報告や討論をふまえて、予算案に賛成（可決）すべきか反対（否決）すべきかを多数決で決めます（採決）。

議案などの話し合いの流れ

本会議と委員会との関係

市議会に提出され、本会議で議題となった議案などは、原則として委員会に付託されます。

委員会は、本会議から委員会付託によって移された議案などについて、何も制約を受けることなく自由に審査できます。委員会に付託された議案などは、委員会での審査を終えた後、委員会から審査結果を本会議に報告するための委員会報告書を議長に提出することで、本会議にもどされます。

本会議

- ① 提出者の説明
- ② 議案などに対する質疑
- ③ 委員会付託



委員会

- ④ 提出者の説明
- ⑤ 議案などに対する質問
委員間での協議
- ⑥ 討論
- ⑦ 採決
- ⑧ 委員会報告書の提出

- ⑨ 委員長報告
- ⑩ 委員長報告に対する質疑
- ⑪ 討論
- ⑫ 採決

TRY

トライ

議案などを委員会に付託し、委員会で独立して審査する理由を考えましょう。

委員会の活動

委員会は、本会議から付託された議案、^{せい がん} 請願・^{ちん じょう} 陳情を審査するだけでなく、次のような活動を行っています。

・ 所管事務の調査

議案の立案や政策の提言，市長（市役所）の仕事のチェックなどのために，委員会が担当する事項^{じ ごと}について行う調査です。

・ 行政視察

委員会が所属委員を先進都市や市の施設^{し せつ}に派遣^{は けん}して，情報の収集や調査を行います。



総務委員会（大分県中津市にて）



文教委員会（佐賀県武雄市にて）



健康福祉委員会（群馬県高崎市にて）



経済環境企業委員会（福岡県大牟田市にて）



建設消防防災委員会（山口県下関市にて）

・ 要望活動

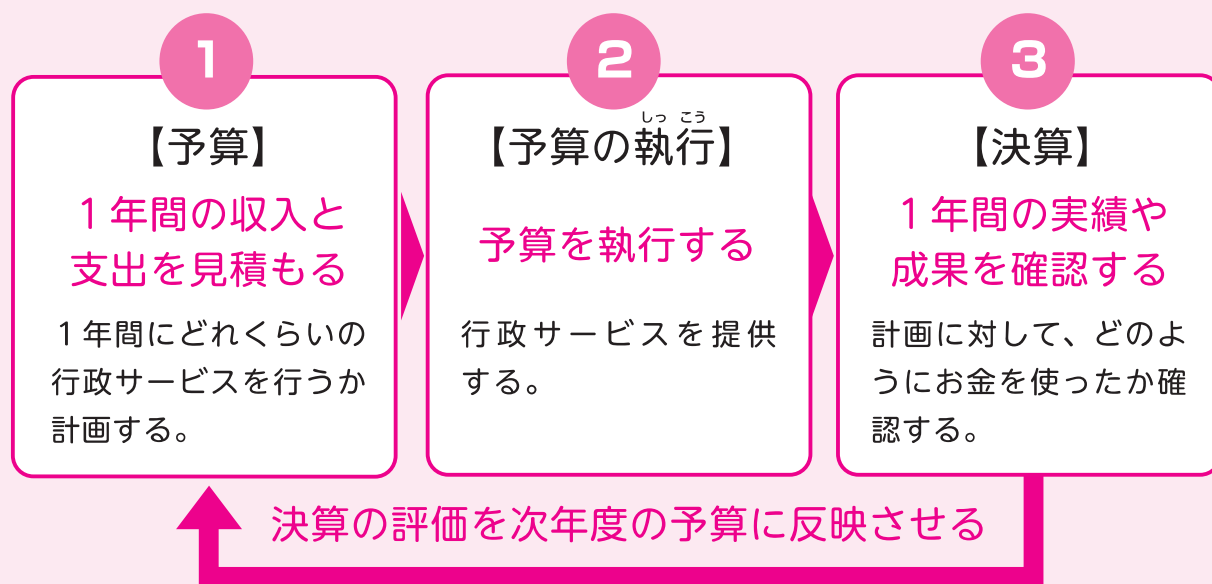
国の行政機関などに対して，尼崎市をより良いまちにするための要望活動を行います。

コラム 予算・決算と尼崎市議会

ここでは、尼崎市の「予算・決算」と尼崎市議会との関わりについて紹介（しょうかい）します。

財政って何？

尼崎市では、小・中学校の運営をはじめ、子育て支援（しえん）や家庭ごみの収集・処理、道路・公園・上下水道の整備・管理、消防・救急活動などの仕事を行っています。これらの仕事を計画的に行うために、毎年度、①使えるお金がどれくらい入ってくるかを見こんで、その使い道を決め、②その予算の範囲（はんい）内で仕事を行い、③実際にどれくらいのお金が入ってきて、どのように使ったかを確認します。この一連の流れ全体をまとめて「財政」といいます。



予算や決算は、市長が作って市議会に提出し、市議会の議決で決められます。その審査（しんさ）は市議会のとても重要な仕事の一つで、尼崎市議会では、特別委員会を設置して審査しています。

尼崎市の予算規模は？

令和5年度当初予算では、予算総額は4060億5400万円となっています。

一般会計	2099億1500万円
特別会計	1017億9000万円
企業会計	943億4900万円
予算総額	4060億5400万円

会計って何？

一般の家庭や会社とはちがって、市が扱う事業の規模やお金はばく大で複雑です。そこで、お金の流れをわかりやすくし、管理しやすくするために、事業の内容に応じて「一般会計」、「特別会計」、「企業会計」に分けて管理しています。会計とは、いわば「市のお財布」です。

【一般会計】

ふくし いりょう
福祉、医療、教育、子育てなど、市民のくらしやまちづくりに必要な基本的な事業を行うための会計です。

【特別会計】

保険料などの特定の収入で特定の事業を行うための会計で、尼崎市では、国民健康保険事業や介護保険事業など、8会計があります。

【企業会計】

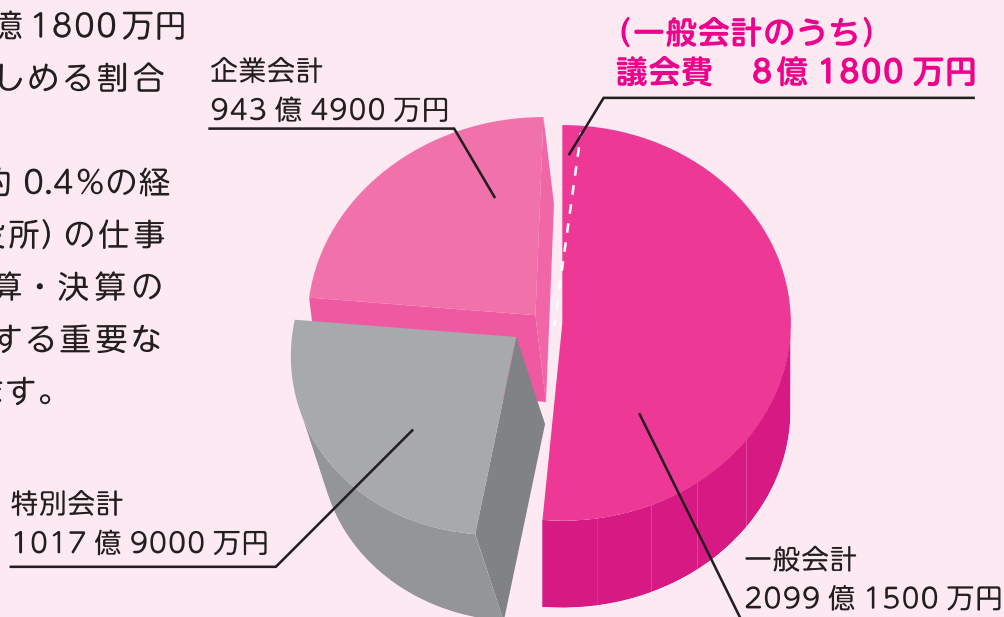
民間の企業のような性格を持った事業を行うための会計で、尼崎市では、上下水道事業やモーターボート競走事業など、4会計があります。

市議会の費用は？

市議会の費用である「議会費」は、一般会計にふくまれ、5年度の予算は8億1800万円です。一般会計に占める割合は約0.4%です。

市議会は、この約0.4%の経費で、市長（市役所）の仕事のチェックや予算・決算の議決をはじめとする重要な仕事を行っています。

予算総額：4060億5400万円



第3章

私たちは市議会と どうつながっているの？ ～市民の権利と義務～

3

市民の権利

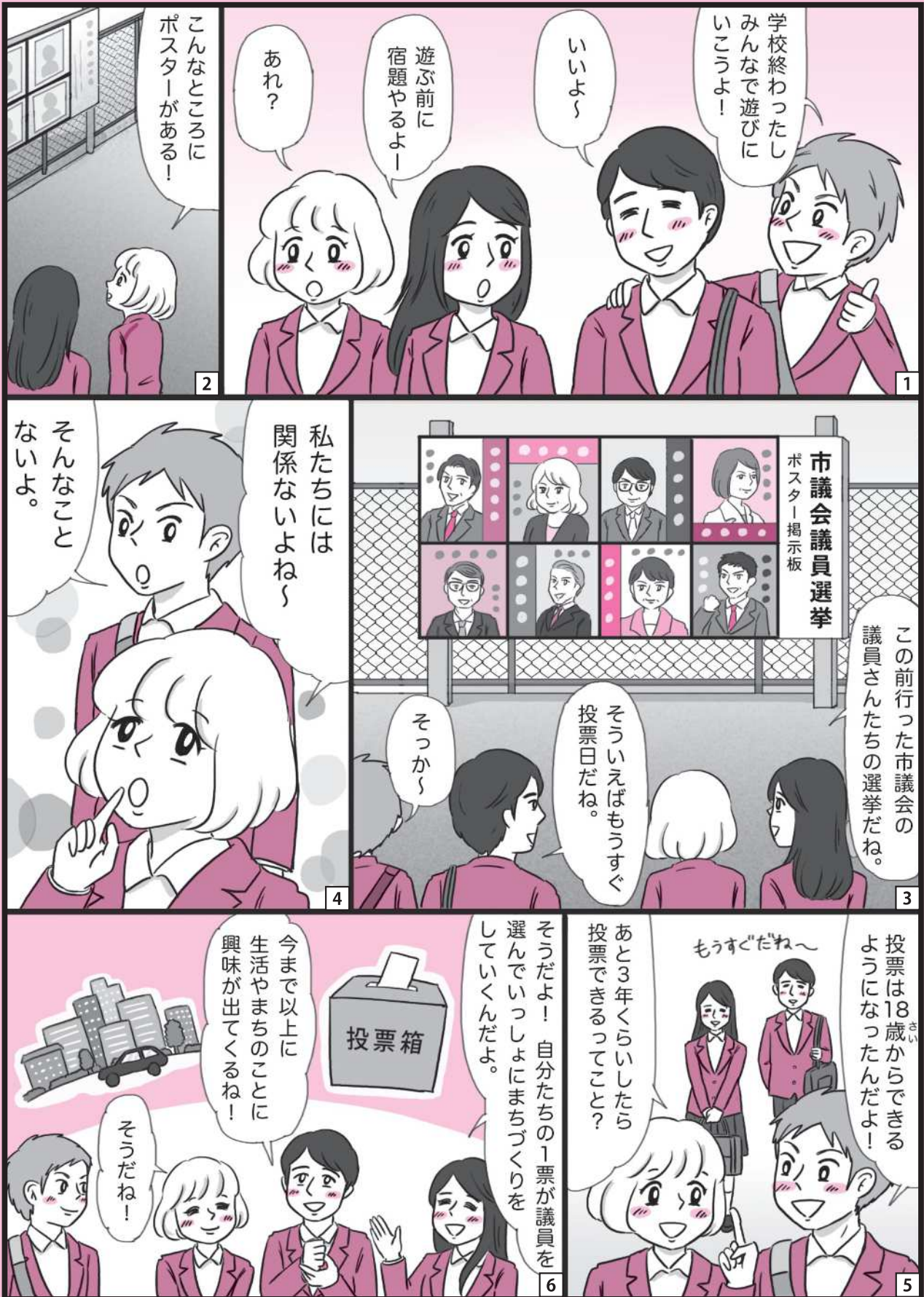
選挙権・被選挙権
請願・陳情
直接請求権
議会の傍聴

市民の義務

納税の義務
条例を守ること

コラム：尼崎市議会をもっと知ろう！

第3章 私たちは市議会とどうつながっているの？



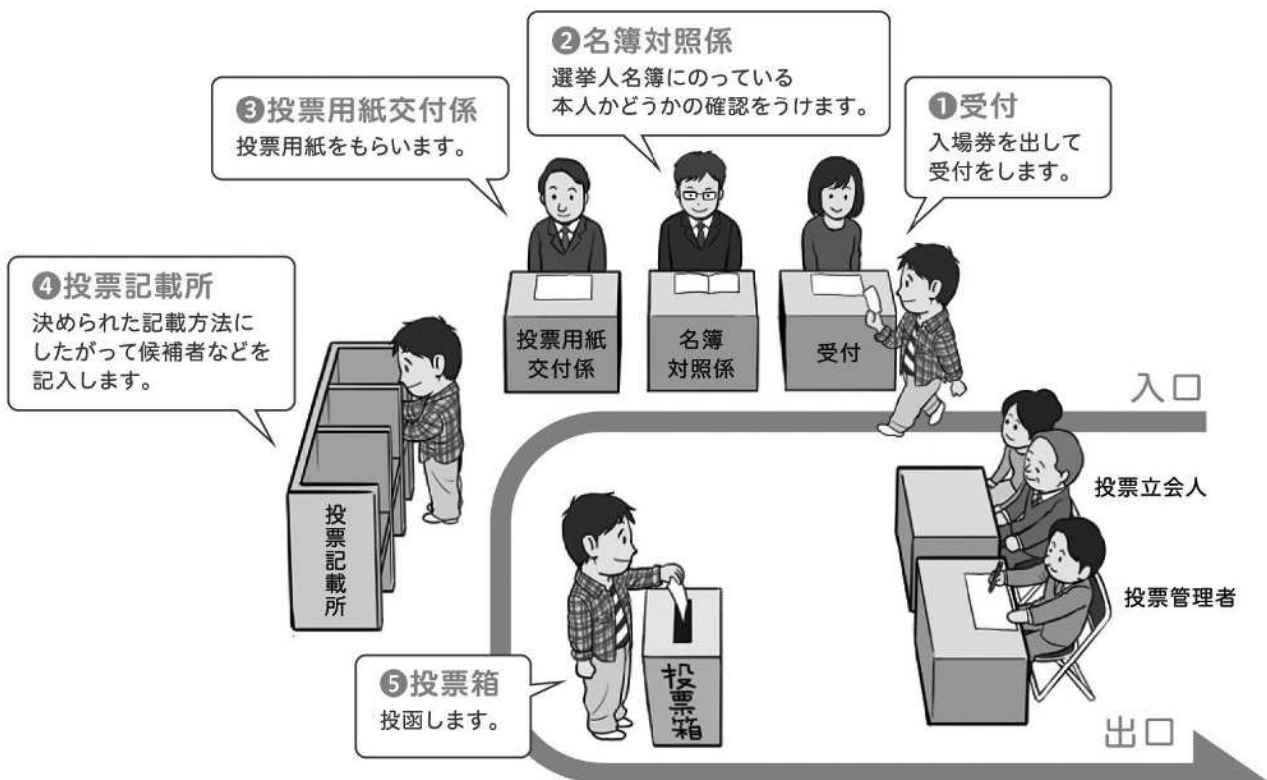
市民の権利

選挙権・被選挙権

私たちは満18歳になると、私たちの代表として選挙で市議会議員や市長などを選ぶ権利を持ちます※。これが「選挙権」です。そして、満25歳になると、選挙に立候補することができます。これが「被選挙権」です。どちらも、まちづくりに参加するために、市民が持っている権利です。

※市区町村長・市区町村議会議員の選挙では、日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上、その市区町村内に住所があることが条件となります。

平成27年6月、公職選挙法などの一部を改正する法律が成立し、平成28年6月19日以降に公示される選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられました。



イラスト：公益財団法人明るい選挙推進協会「中学生副読本 選挙について考えよう」

第3章 私たちは市議会とどうつながっているの？

みなさんが選挙権を持ったときに、投票する候補者をどのように選べばよいかを考えてみましょう。



投票するためには、
まず候補者の考えや公約について、
正しい情報を集めることが大切だね。

- ・ インターネットで候補者の情報を調べる。
- ・ 候補者の考えや公約をまとめたパンフレットなどをもらう。
- ・ 候補者や候補者の属する政党の演説会に参加する。
- ・ 新聞などに掲載された候補者の情報を調べる。
- ・ 候補者の街頭演説を聞く。
- ・ 一般に公開された討論会を聞きに行く。

集めた情報を基にして、
だれに投票するかを
しっかりと考えなければならないね。



請願・陳情

請願は、憲法（第16条）で認められた国民の権利の一つです。請願は、日本国民だけでなく、外国人や会社などの法人も提出でき、尼崎市の住民である必要もありません。

陳情は、文書によって要望を市議会などに申し出るもので、請願と同じ意味合いのものですが、憲法に保障された権利ではなく、その手続きや形式も法律に定められていません。このため、陳情は、議員の紹介がなくても自主的に提出できますが、提出後の取り扱いについては、それぞれの議会に任されていて、請願とちがって、陳情書の写しを議員に配るだけで、委員会^{しんさ}で審査をしない市議会もあります。

尼崎市議会では

陳情は、審査する期間などを除いて、原則として請願と同じように取り扱っています。市議会は、請願・陳情を採択した場合、「市長（市役所）が処理することが適当」と判断するものは、その請願・陳情を市長（市役所）に送付して、どのように処理をしたか、また、その結果はどうなったのかについての報告を求めることができ、報告内容を毎年議会報（委員会の記録）で公表しています。（→p.41）

直接請求権

私たちは選挙で選んだ市議会議員や市長を通して自分たちの意思を市政に反映していますが、一定数の署名を集めることで自分たちの意思を市政に直接反映させることもできます。これを「直接請求権」といい、次のようなことを請求できます。

- ・ 条例の制定・改正・廃止
- ・ 市長や市議会議員の解職（リコール：辞めさせること）
- ・ 市議会の解散

議会の傍聴

市議会の本会議や委員会は、実際の会議を見学することができます。これを「傍聴^{ぼうちよう}」といいます。傍聴は、市民が、市長（市役所）や市議会の仕事について確認するための権利の一つです。

実際に議会を傍聴するまでの流れを見てみましょう。（→p.40）

- ① 傍聴を希望する場合、本会議は専用出入り口から受付へ行きます。委員会の受付は議会事務局議事課になっています。



- ② 受付で申込用紙^{もうしこみ}に記入します。

本会議用

氏名	住所	No.

委員会用

委 員 会
傍聴申込書
委員協議会

年 月 日

..... 委員会委員 様

次のとおり、本日開会される委員会又は委員協議会の傍聴を申し込みます。

1 氏 名

2 住 所

3 傍聴希望理由

<input type="checkbox"/> 議事録閲覧	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

議事録閲覧
 委員協議会

申込受付区分	前	後
受付番号		

- ③ 受付に申込用紙を提出します。



車いす用傍聴席からも議会を傍聴できます。



<傍聴するときの注意点>

- ・ 議場内では静かにしましょう。
- ・ 議場内での飲食は禁止です。

<わしくは、「尼崎市議会傍聴規則」等を確認しましょう。

市民の義務

「普通教育を受けさせる」「勤労」「納税」や「条例を守る」などは市民の義務です。

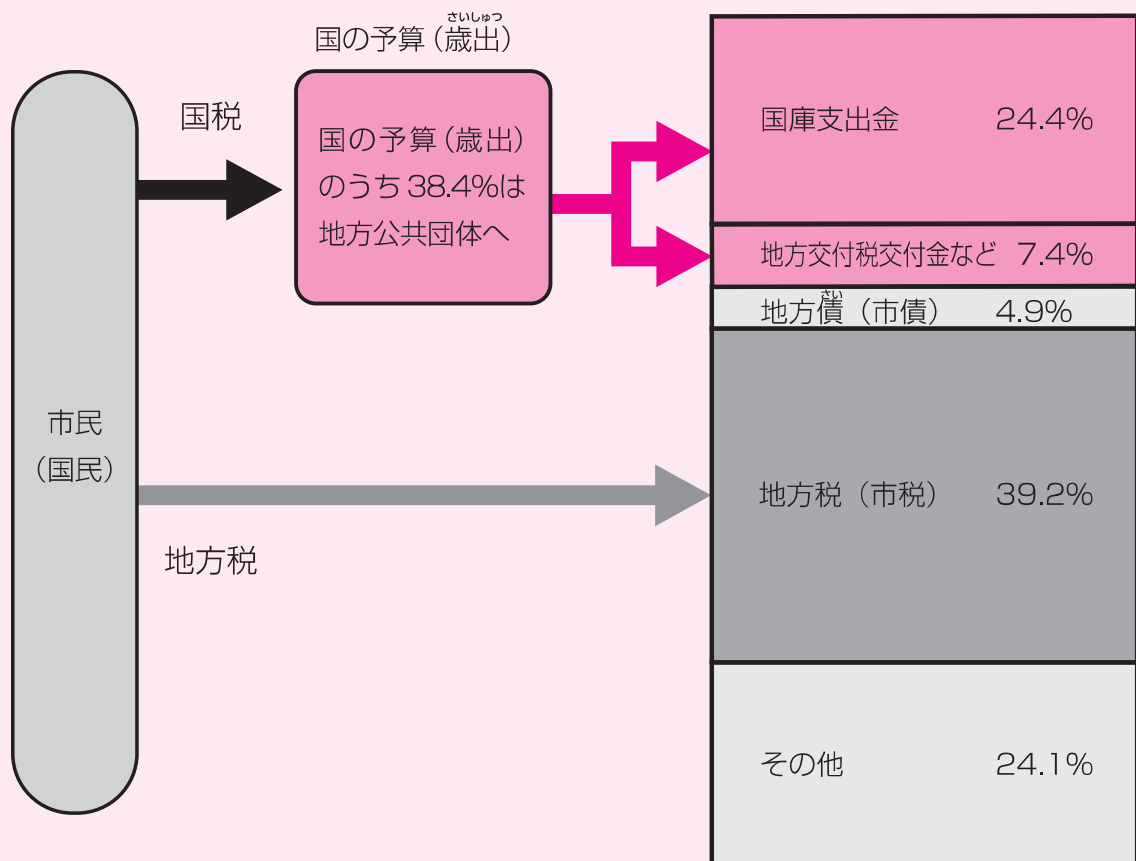
納税の義務

市民が安心して快適に暮らすために、道路や水道、教育、医療など、生活に関することを市議会と市長（市役所）で取り決めていきます。こうした計画には、財源が必要で、その多くは市民からの税金で成り立っています。

税金を納めること（納税）は、市民の大きな義務です。

地方財政のしくみ（財務省資料など）

地方公共団体（尼崎市）の収入（歳入）
（令和5年度一般会計 2099億1500万円）



条例を守ること

「条例」は、尼崎市のような地方公共団体が、国の法律などとは別に、独自に定められる法です。

尼崎市には、さまざまな条例があります。これらの中には、市民からの要望などを受けて制定されたものも多くあります。このように、市民が積極的に市政に参加することで、より良い生活を実現できるのです。


< 私たちに関わる条例や規則 >

【条例】

- ・ 尼崎市自治のまちづくり条例
- ・ 尼崎市議会基本条例
- ・ 尼崎市名誉市民条例
- ・ 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例
- ・ 尼崎市子どもの育ち支援条例
- ・ 尼崎市立小学校・尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例 など

【規則】

- ・ 尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則
- ・ 尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則 など



「尼崎市子どもの育ち支援条例」って、どんな内容なんだろう。

TRY

トライ

尼崎市の条例の中から、あなたが最も関心のある条例を一つ選び、どのような内容か調べましょう。

コラム 尼崎市議会をもっと知ろう！

尼崎市議会では、市民に市議会のことをよく知ってもらうために、市議会のようすを公開しています。

聴く 見る

■ 傍聴する・中継を見る 市議会の傍聴（→p.37）

本会議を傍聴したい場合

開会時刻の30分前から、一般傍聴席受付で、申込用紙に住所、氏名を記入します。

※多数の傍聴が予想される場合は、傍聴券を発行することがあります。
(定員 106 人)

委員会を傍聴したい場合

開会時刻の15分前までに、議事課で、申込用紙に、住所、氏名、傍聴希望事件名を記入します。

※申込者数が定員（委員会室および大会議室は各10人、議員総会室は20人）をこえる場合は、申込者間の協議または抽選で傍聴者を決定します。
※開会時刻の15分前以降は、定員の範囲内で先着順に傍聴できます。

市議会のインターネット中継

市議会のホームページでは、本会議と予算特別委員会・決算特別委員会の生中継・録画中継を見ることができます。

「尼崎市議会 議会中継」

http://smart.discussvision.net/smart/tenant/amagasaki/WebView/rd/council_1.html



読む

■ 会議録・議会報の閲覧

市議会の本会議の記録（会議録）や委員会の記録（議会報）は、市議会議事堂の図書室や、各支所、中央図書館・北図書館、歴史博物館、市政情報センターで読むこと（閲覧）が可能です。
また、市議会のホームページでも公開しています。



尼崎市議会

検索

■ 議会広報を読む

市議会では、定例会と、議長・副議長などを選ぶ臨時会が閉会した後、年5回「尼崎市議会だより」という広報誌を発行しています。この広報誌は「市報あまがさき」にはさみこんで、全ての家庭や事業所に配布しています。
また、市議会のホームページでも公開しています。

「**尼崎市議会 議会だより**」

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/gikai/1001230/1009812.html>



市議会なんでも Q&A



Q 尼崎市議会議員になるにはどうすればよいですか。

A 選挙に立候補して当選する必要があります。立候補するには、次のような条件を満たして資格（被選挙権）を持っている必要があります。

- ・満 25 歳以上で選挙権を持っていること。
- ・尼崎市民であること（3 か月以上続けて、尼崎市に住所があること）。

当選する議員は市民の投票で決まり、議員の定数は 42 人です。当選するには、多くの市民から支持されることが必要です。



Q 市議会議員にはどんな人がなっているのですか。

A 現在、市議会議員は 42 人（定数 42 人）で、そのうち男性が 29 人、女性が 13 人です。年齢は 80 歳代から 30 歳代までと幅広く、平均年齢は 56 歳となっています。なかには、31 年間務めている市議会議員もいます。また、市議会議員以外の仕事をしている議員（会社員、自営業者など）もいます。



Q 市議会議員の給料はいくらですか。

A 市議会議員は、市議会に出席する以外にも、市民の暮らしをより良くするためのさまざまな活動をしています。こうした活動には議員報酬ほうしゅう しはらが支払われていて、これが給料にあたります。議員報酬は、1か月64万円で、議長・副議長はそれぞれ79万7000円、71万7000円です。



Q 市議会議員の給料はどうやって決まっているのですか。

A 議員報酬は条例によって決められています。その金額の決定にあたっては、議員自らが自分たちの報酬を決めるのではなく、有識者や市民などが参加する会議で検討され、示された金額をもとにして市長が条例を提出します。



Q 市議会議員には退職金や定年がありますか。

A 市議会議員としての任期は4年間ですが、任期を満了まんりょうしても退職金の支給はありません。また、選挙に立候補できる年齢については、満25歳以上であれば特に上限がないので、定年はありません。なお、年金については、地方議会議員の年金制度はいしが廃止されていて、市議会議員は、国民年金などに加入しています。

資料編



**Q 「政務活動費」とは何ですか。
またその用途には、どのようなものがあるのですか。**

A 報酬とは別に、さまざまな調査や研究といった活動に必要な費用が市の予算から支給されています。これを「政務活動費」といいます。尼崎市議会の場合は、議員一人あたり1か月に10万円が、議会の会派ごとに支払われていて、余った場合は市長に返す決まりになっています。なお、毎年、どのような目的に使ったかを「収支報告書」にまとめて議長に提出する必要があり、市議会のホームページなどで公開しています。この「政務活動費」は、自分が所属する政党のための活動や、選挙のための費用などに使うことはできません。



**Q 尼崎市の市議会議員の定数は
どのようにして決められているのですか。**

A 市の条例で決められています。なお、現在の定数は、人口規模や財政状況をふまえ、市議会としてさまざまな市民の意見を市政に反映できる機能を果たせるように、類似の都市の状況も参考にして決められました。



Q 市議会議員の定数って変わるのですか。

A 議員定数は、平成5年の選挙時の52人をピークに、平成9年に48人、平成17年に45人、平成21年に44人と減ってきていて、現在の定数は42人となっています。



Q 市議会議員は毎日議会に来るのですか。
休日はあるのですか。

A 市議会議員には、決まった休日はありません。
市議会議員の仕事は、議会に出席するだけではありません。市内で集会を開いて市民の意見や要望を聞いたり、さまざまな取り組みを先進的に行っている他の市などを視察したりして、尼崎市の政治に生かすための活動もしています。こうしたことから、市議会議員は、自分自身で議員としての仕事や休日の計画を立てることになります。ただし、市議会の本会議やさまざまな委員会を欠席する場合は、議長や委員長に、理由とともに届け出なければなりません。



Q 市議会で配布されている資料はもらえますか。

A 議会事務局において、本会議や各委員会の傍聴者用の資料をコピー(有料)することができます。



Q 市議会の議決は過半数で決める原則がありますが、賛成と反対が同数の場合はどうするのですか。

A 議長や委員長は採決には加われませんが、賛成と反対が同数の場合は、議長や委員長がどちらにするか決定します。

さくいん

太字のページは説明があるところを示しています。

い

委員会	13,14,15,20,27,28,29,36,37,40,41,45
委員会室	7,9,40
意見書提出権	17
一事不再議の原則	17
一問一答方式	7
1つの質問ごとに市長などから答えをもらう方式。他に、複数の質問を一括して行い、一括して答えをもらう一括質問一括答弁方式がある。	
一般会計	30,31,38
インターネット中継	40

か

会期	13,17,20
会議公開の原則	17
開議通知	20
会議(本会議)を開くことを知らせること。	
会期不継続の原則	17
会議録	41
会派	12,44
会派代表者会	14
議長、副議長および交渉団体(四人以上の所属議員を有する会派)の幹事長などで構成する会で、市議会議員選挙後の最初の会議における議会人事などを協議する会議。	
会派別議員室	4
会派ごとに割りあてられた部屋。	
各常任委員協議会	14
各常任委員会の委員によって構成され、各常任委員会が所管する議決を要しない事項を協議する会議。	
過半数議決の原則	17

監査委員	11,16,17
------	----------

市のお金が法令や予算に従って正しく使われているか、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果をあげているかなどについて監査する役割を担う人。

き

議案	11,13,15,17,19,20,24,25,26,28,29
市長または議員が提案する、議会の議決対象になる案件。	
議会運営委員会	13,14
市議会の円滑な運営に必要な事項などを協議する委員会。	
議員総会	14
議員全員で構成し、議長が必要と認めるとき、または市長、または議員定数の $\frac{1}{4}$ 以上の議員から要求があったときに議長が招集し、議会運営に関わる規定などを協議する会議。	
議員総会室	7,40
議員総会を開く部屋。	
議員定数	19,44
議員の上限人数。	
議員報酬	43
議会広報	41
議会事務局	4,12,14,37,45
議会だより編集委員会	14
「議会だより」の編集発行について必要な事項を協議するための委員会。	
議会改革検討委員会	14
議会改革などに関わる検討事項について、議会運営委員会から依頼を受けて専門的に調査・検討を行うための委員会。	
議会費	31
企業会計	30,31
議決	10,11,13,16,17,19,20,24,25,26,30,31,45

議決案件 16

議決機関 10,11,24

議決権 16

議事課 12,37,40
本会議や各委員会の議事などに関する調査などを行うところ。

議長・副議長 12,16,41,43

教育委員会 11
教育行政の事務を行う機関で、教育の基本方針を決定し、学校その他の教育機関を管理し、学校教育、社会教育、スポーツ、文化などに関する事務を行うところ。

行政サービス 10,30
住民に提供する各種サービスのこと。戸籍などの手続き、年金、子育て支援、福祉、ごみ処理や公共施設の運営など、行政が提供しているサービス全般のこと。

け

経済環境企業委員会 14,15,29

決算特別委員会 14,15,40

検閲 16

健康福祉委員会 14,15,29

検査権・監査請求権 16

建設消防防災委員会 14,15,29

こ

合議制 24
複数の人の話し合いによって物事を決める制度。

公職選挙法 34
衆参両議院の議員選挙および地方公共団体の長や議員の選挙に適用される日本の公職選挙に関する基本法。

さ

採決 19,20,27,28,45

歳出 38

財政 15,30,44

歳入 38

し

資格審査特別委員会 14,15

市長 7,10,11,13,15,16,17,19,20,21,24,25,26,27,29,30,31,34,36,37,38,43,44

質疑 20,27,28

執行機関 10,11

市役所 10,11,13,16,21,24,25,26,27,29,31,36,37,38

招集告示 20
会議を開くことを、広く一般に知らせること。

常任委員会 13,14,15,19

条例 10,11,16,19,24,36,38,39,43,44
地方公共団体が国の法律・政令とは別に議会の議決を経て定める法規。

せ

請願・陳情 10,11,20,24,25,29,36

請願受理権 17

政策 24,29
政治における方針や手段。

正副委員長会 14
議長、副議長、各常任委員会の委員長、副委員長によって構成され、議長が招集して、常任委員会および常任委員協議会の運営調整に関する事項を協議するところ。

政務活動費 44

選挙 ……10,11,12,18,19,34,36,42,43,44
選挙権 …… 16,34,35,42
選挙権年齢 …… 34

そ

総務委員会 …… 14,15,29

た

大会議室 ……6
議会運営委員会や会派代表者会を開く部屋。

ち

地方公共団体 …… 38,39
地方財政 ……38
調査権 ……16
懲罰特別委員会 …… 14,15
直接請求権 ……36

て

定足数の原則 ……17
定例会 …… 13,19,20,41

と

同意権 ……17
当初予算 ……15,19,30
会計年度の年間予算として当初に成立した予算。
討論 …… 20,27,28
特別委員会 …… 13,14,15,30
特別会計 ……30,31

ひ

被選挙権 …… 15,34,42

ふ

付託 …… 20,27,28,29
文教委員会 …… 14,15,29

ほ

傍聴 …… 6,7,8,17,37,40,45
傍聴席 …… 7,8,9,37,40
いっ ぱん一般に公開されている議会をべう ちよう傍聴する席。
本会議 …… 13,14,20,25,27,28,29,37,40,41,45

ゆ

有権者 …… 12

よ

予算(案) ……10,11,15,16,19,24,26,27,30,31,
38,44
予算特別委員会 …… 14,15,40

り

リコール …… 36
臨時会 …… 12,13,19,41

尼崎市議会

尼崎市議会事務局

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

TEL 06-6489-6103（総務課）

TEL 06-6489-6112（議事課）

TEL 06-6489-6104（政策調査担当）

FAX 06-6489-6105

市議会ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/gikai/>



「議会へGo!」～よくわかる尼崎市議会のしくみ～

平成28年（2016年）12月1日 初版発行

発行：尼崎市議会

編集：尼崎市議会市制100周年記念取組事項検討委員会

印刷：東京書籍株式会社

平成29年（2017年）6月26日 第2版発行

平成30年（2018年）5月31日 第3版発行

令和元年（2019年）6月28日 第4版発行

令和2年（2020年）6月12日 第5版発行

令和3年（2021年）6月25日 第6版発行

令和4年（2022年）6月30日 第7版発行

令和5年（2023年）6月28日 第8版発行

© 本書の著作権は尼崎市議会にありますので、本文およびイラストを無断で使用することを禁止します。

●本書に掲載した情報は令和5年（2023年）4月現在のものです。



年 組
